

施策No.18 医療体制の充実

施策の目的

対象	意図
①市民	①安心して適切な医療が受けられる
②医療機関	②医療体制が確保される

現状

本市の医療機関数は、42施設（病院6、一般診療所26、歯科診療所10）であり、人口10万人当たりの病院数は全国平均の2倍を越えています。しかし、数年前に県立北薩病院の脳神経外科医が不在となるなど、診療科目によっては地域内において充足できていない状況も生じています。産婦人科は1施設で、過疎化や出生率低下により、その存続が懸念されます。また、開業医師の高年齢化も進んでいます。

夜間や休日における救急医療体制については、平成21年度において、在宅当番体制は19医療機関、病院群輪番制は9医療機関により、その体制が確保されています。

救急搬送について、市内医療機関での対応が困難な場合は、隣接している人吉市や水俣市の医療機関に搬送するなど、広域連携による医療体制の確保に努めており、救急車による搬送件数のうち市外への搬送率は14.3%となっています。特に高度医療が求められる場合は、第3次医療機関のある鹿児島市などへ搬送しており、市外への救急搬送に要する時間は平均で44.7分となっています。

市民意識調査によると、「病気になった時に医療に不安を感じている」市民の割合は70.0%で、不安を感じる診療科目として脳神経外科をあげた人が最も多く、次いで内科、循環器科の順となっています。

また、市民の3人に1人が、かかりつけ医がないと答えています。

今後の状況変化

- ・医療制度の改正（平成25年度）が検討されています。
- ・人口減少により受診者数が減少し、市内医療機関の経営が厳しくなることが予想されます。また、市内の医師の高年齢化（現在平均59歳）が、ますます進みます。
- ・県は、救急搬送のためのドクターヘリ導入（平成23年度）を計画しており、これに合わせて、市ではヘリポートの整備（平成22年度）を行っており、早急な搬送が必要となる重症患者に対し、ヘリ搬送により迅速な救命治療の実施が期待されます。

課題

- ・救急医療体制については、休日・夜間において市民が安心して受診できるよう、在宅当番体制や病院群輪番制の体制を確保する必要があります。
- ・救急搬送については、迅速な搬送体制の維持に努める必要があります。
- ・医療機関が相互連携し、効率的・効果的な医療を行うために、かかりつけ医の定着化が図られる必要があります。
- ・県立北薩病院の医師、診療科目の確保について、今後も継続して取り組む必要があります。

第4章 基本計画 政策4：ともに支えあう明るく元気な人づくり

～施策の方針～

市民一人ひとりが適切な医療が受けられるよう、関係機関と連携して地域医療体制の維持確保に努めるとともに、県内外の医療機関等との広域連携による救急医療体制の強化を図ります。

➤ 目的の達成度をあらわす指標とその目標値

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値 ()は成り行き値
A 病気になった時に医療に不安を感じる市民の割合【市民意識調査】	70.0%	68.0% (72.0%)
B 救急車の市外への搬送率	14.3%	14.3% (14.3%)

➤ 目標設定の考え方

- A：病気になった時に医療に不安を感じている割合は、開業医師の高年齢化による医療機関の減少が懸念されることから、総体的には増加すると予想し、平成27年度における成り行き値は、72.0%を見込みます。目標値は、年齢でみると不安心する割合が低い60歳代（69.5%）を参考に、68.0%をめざします。
- B：救急車の市外への搬送率については、過去の実績と直近の状況から平成27年度における成り行き値は、平成21年度水準で推移すると見込みます。目標値は、現状を維持し、14.3%をめざします。

➤ 目標達成に向けた基本的な取組

- 市内における医療体制を維持できるよう、医師会や医療機関との連携を強化するとともに、県境を越えた広域連携による地域医療体制の強化を図り、休日・夜間に急病になっても安心できる医療体制の確保に努めます。
- 県立北薩病院の医師や診療科目的確保のために、今後も引き続き、近隣市町で構成する県立北薩病院対策協議会で、県に働きかけを行います。
- 救急搬送については、消防組合や医療機関との連携により迅速な搬送体制の維持に努めます。
- 重度疾患の予防、早期発見のために、かかりつけ医の定着化を図ります。
- 医療機関に関する情報を提供するとともに、適正な受診（診療時間内に受診する）に心がけるよう啓発します。



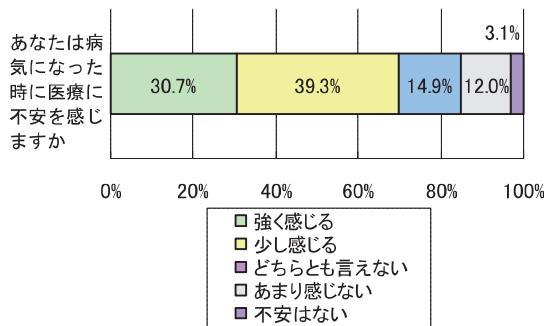
県立北薩病院 防災訓練

第4章 基本計画 政策4：ともに支えあう明るく元気な人づくり

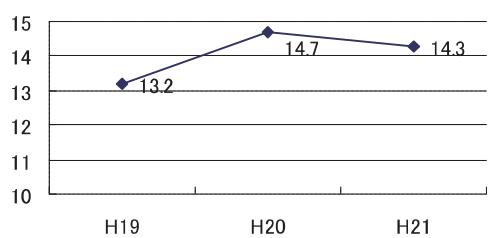
➤ 協働による市民と行政の役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体等）の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○市民は、医療機関の診療科目や休日・夜間の当番医等を把握し、自分や家族が病気になったときに備えます。 ○夜間・休日に、緊急性のない受診をしないよう心がけます。 ○かかりつけの医者を持ちます。 ○医療機関や薬局等は、適切な医療等サービスを提供します。 ○医師会や医療機関は、相互に連携し効率的な地域医療を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○医師会や医療機関と連携し、地域医療体制を確保します。 ○医師会や消防組合等、県内外の医療機関等との連携を密にし、救急医療体制を確保します。 ○休日・夜間の当番医など医療機関に関する情報を提供します。

【病気になった時に医療に不安を感じる市民の割合】



【救急車の市外への搬送率】



資料：伊佐湧水消防組合



北薩ヘリポート開港式